

岩手県告示第 1010 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良事業の施行のため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨北上市長から届出があった。

平成 18 年 10 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 北上市黒岩 7 地割に編入する区域

北上市黒岩 16 地割 1 の一部、11 の一部、49 の一部、57 の一部、60 の一部

2 北上市黒岩 16 地割に編入する区域

(1) 北上市黒岩 7 地割 20 の 1 の一部、22 の一部、23 の一部、25 の一部、143 の一部

(2) 北上市黒岩 15 地割 39 の一部

3 北上市平沢 1 地割に編入する区域

北上市平沢 3 地割 1 の 1 の一部、1 の 2 の一部、2 の 1 の一部、2 の 2、3 の 1 のから 3 の 4 までの各一部、4 の 3 の一部、5 の一部、10 の一部、74 の 3 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

4 北上市平沢 3 地割に編入する区域

(1) 北上市平沢 1 地割 4 の 1 の一部、4 の 4 の一部、5 の 1 の一部、5 の 2 の一部、5 の 3、90 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部並びに 89 地先の道路である公有地の一部

(2) 北上市平沢 4 地割 49 の一部、51 の一部、54 の一部、55 の 1、55 の 2、56 の 1、56 の 2、56 の 4、56 の 5、57 の 1 から 57 の 4 まで、57 の 6、58 の 1 から 58 の 3 までの各一部、58 の 5 の一部、58 の 6 の一部、59 の 1、59 の 2、60 の 1 から 60 の 3 まで、61 の 1 から 61 の 3 まで、61 の 4 の一部、62 の 1 から 62 の 3 まで、63 の 1 の一部、63 の 2 から 63 の 5 まで、63 の 6 の一部、63 の 7 の一部、63 の 8、64 の 1、64 の 2、64 の 3 の一部、64 の 5 の一部、65 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

(3) 北上市平沢 5 地割 8 の 1 の一部、67 の 1、67 の 3 の一部、67 の 5 の一部、68 の 1 から 68 の 3 まで、68 の 5、68 の 6、69 の 1 の一部、69 の 2 の一部、71 の 6 の一部、72 の 2 の一部、72 の 3 の一部、72 の 5、72 の 6 の一部、73 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

5 北上市平沢 4 地割に編入する区域

北上市平沢 3 地割 1 の 1 の一部、1 の 2 の一部、2 の 1 の一部、74 の 3 の一部、75 の一部、79 の 5 の一部、79 の 8 の一部、80 の 1 の一部、80 の 2 の一部、81 の 2 の一部、82 の 1 の一部、82 の 2、83 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部

6 北上市湯沢 5 地割に編入する区域

北上市黒岩 6 地割 76 から 82 まで、84、85、88

備考 関係図面は、北上市役所に備えておいて縦覧に供する。